

# 日本作業療法士協会及び都道府県作業療法士会

## 48 団体連携協議会 規約

### (名称)

第1条 本協議会を日本作業療法士協会及び都道府県作業療法士会 48 団体連携協議会という。

### (目的)

第2条 本協議会は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下「協会」という）と 47 都道府県の作業療法士会（以下「士会」という）が連絡提携を緊密にして、協会と士会の円滑な運営と進展を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本協議会は、協会と士会が連携し、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 協会長と士会長との協議の場である協会長・都道府県士会長会議の開催
- (2) 協会と士会の円滑な運営と推進を図るための必要な施策の立案および実施の検討
- (3) 協会と士会、士会と士会との間での情報提供および意見交換
- (4) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

### (構成団体)

第4条 本協議会は、協会と 47 都道府県の士会をもって構成する。

2 47 都道府県士会を以下の 6 ブロックに分ける。

北海道東北ブロック (A)：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東甲信越ブロック (B)：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野

東海北陸ブロック (C)：富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重

近畿ブロック (D)：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国四国ブロック (E)：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

九州沖縄ブロック (F)：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

### (役員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 協議会長 1名
- (2) 副協議会長 3名

### (役員を選任)

第6条 本協議会の協議会長は、協会の会長が務めるものとする。

第7条 本協議会の副協議会長は、協会の業務執行理事 1名と都道府県士会長より 2名が務めることとする。

2 副協議会長のうち都道府県士会長 2名については、互選により決定する。

### (役員任期)

第8条 役員任期は原則 1年とし、再任は妨げない。

2 任期中に士会長の任期が終了した場合は、同一ブロック内から互選により新たに選出し、前任者の残任期間を引き継ぐこととする。

(役員の職務)

第9条 協議会長は、本協議会の会務を執行する。

第10条 副協議会長は、協議会長を補佐し、本協議会の会務の推進に努めなければならない。

(幹事会の運営)

第11条 幹事会は、協会長・都道府県士会長会議の議事を検討し、運営の準備を行う。

第12条 幹事会は、代表幹事1名と幹事複数名で構成する。

2 代表幹事は副協議会長を務める協会の業務執行理事が兼務する。

3 都道府県士会長から選任された副協議会長2名は幹事を兼務する。

4 その他の幹事は第4条2項に定める各ブロックから原則2名を互選により選出して職務にあたる。

第13条 幹事の任期は原則1年とし、再任は妨げない。

第14条 幹事会は、代表幹事の判断により必要に応じて開催する。

(協会長・都道府県士会長会議の運営)

第16条 本会議は、協会長と代表幹事である協会業務執行理事および47士会の士会長によって構成される。

2 協会長と関連する役員および士会長が出席できない際は、同団体の理事以上の役員1名を指名し、代理として派遣することができる。

3 協議会長が必要と認めた場合、関連する担当者の参加も可能とする。

第17条 本会議は、年1回以上協議会長が招集し、会務執行に関する事項を審議する。

第18条 本会議の議長は副協議会長である代表幹事が務めるものとする。

2 議長は、会議運営の全責任を有するものとする。

第19条 本会議は、構成団体の代表者の2/3以上の参加をもって成立する。

2 構成団体の代表者が1個の議決権を有する。

第20条 本会議は、以下の事項を決議および協議する。

(1) 本協議会長および副協議会長、幹事の決定について

(2) 事業計画及び予算案およびその変更について

(3) 事業報告及び決算案について

(4) 協会と士会の推進を図るための必要な施策の検討および立案について

(5) 協会と士会、士会と士会との間での情報提供および意見交換

第21条 会議の決議は、会議出席者の過半数の賛成をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は会議出席者の2/3の賛成をもって決する

(1) 規約の改正

(2) 解散

(委員会等の設置)

第22条 協会長・都道府県士会長会議の決議において委員会等の検討機関を設置することができる。

2 委員の選出、構成は協会長・都道府県士会長会議で決定する。

3 委員は各構成団体の代表者以外からの選出も可能とする。

(事務局)

第23条 本協議会の事務局は日本作業療法士協会内（東京都台東区）におき、日本作業療法士協会の地域社会振興部士会連携課の事業としてこれを運営する。

第 24 条 事務局は、事業計画・予算書、事業報告・決算書、会議録等を作成し、保管する  
2 事務局は、会費等の徴収及び執行・管理を行う。

(会計)

第 25 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 26 条 協議会の資産は、次にあげるものをもって構成する。

- (1) 日本作業療法士協会からの会費
- (2) 47 都道府県士会からの会費
- (3) その他の収入

第 27 条 協議会の次にあげる経費は、資産をもって支弁する。

- (1) 協会長・都道府県士会長会議の運営と会議構成員の旅費
- (2) 幹事会や委員会の運営と会議構成員の旅費
- (3) その他

第 28 条 協議会の収支報告は、事務局にて作成し、各団体へ報告をする。

(規約の改正)

第 29 条 この規約は、協会長・都道府県士会長会議の決議によって改正できる。

(解散)

第 30 条 本会の解散は、協会長・都道府県士会長会議の決議とその他法令で定められた事由により解散する。

(財産)

第 31 条 解散時に財産がある場合は、会員団体に等分する。

附 則

1. 本規約は、2023 年 4 月 1 日から施行する。